

次のものを用意して、岡山労働局まで送付もしくは来庁してください。(石綿申請用)

*** 申請書類**

*** 石綿の交付要件(裏面)をご確認ください。**

- ① 健康管理手帳交付申請書 <安衛則様式第7号、第53条関係>
- ② 従事歴申告書 (健康管理手帳交付申請書添付用) <様式第1号>
- ③ 従事歴証明書 (事業者記載用)(石綿) <様式第3号>
- ④ 従事歴申立書 (本人記載用)(石綿) <様式第5号>…事業所廃止
- ⑤ 従事歴証明書 (同僚記載用)(石綿) <様式第7号>…事業所廃止 ※2名以上
- ⑥ 返信用切手 (手帳の郵送を希望する場合)

返信用切手(簡易書留) 530円分を同封して下さい。* 令和6年10月1日郵便料金改定
なお、CD-R等を添付している場合は、**返信用切手 670円分**を同封して下さい。

※ 岡山労働局に手帳を受取りに来られる場合は、**返信用切手は不要**です。

*** 申請書類の組合せ (申請状況に合わせて揃えて下さい。)**

1. 事業者の証明がある場合 ①、②、③、⑥
2. 事業者証明なし、同僚の証明(2名)がある場合 ①、②、④、⑤、⑥
(事業者の証明が得られず又は不十分な場合)
3. 事業者証明及び同僚の証明がない場合 ①、②、④、⑥

*** 当該書類に加えて、以下の書類のうち、従事歴を証明する1種類以上の書類を添付して下さい。**

- i 石綿健康診断個人票の写し又は本人への結果通知の写し
 - ii 社会保険の被保険者記録 * 年金事務所又は年金相談センターで取得できます
 - iii ねんきん特別便 (年金記録のおしらせ)
 - iv 給与明細の写し (勤務した事業場ごと)
 - v 雇用保険に係る証明書(雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書)* ハローワークで取得
 - vi その他、従事歴申立書に記載された内容を裏付ける客観的な書類(従事歴が分かるもの)
4. その他の添付資料

胸部エックス線写真(CR)又は特殊なエックス線写真撮影(CT)による写真(CD-R等に記録したもの)
可)及び石綿による不整形陰影又は胸膜肥厚の陰影がある旨の記述等のある医師による診断書(原本)
(同様の記載のある石綿健康診断個人票の写し又はじん肺健康診断結果証明書の写しでも可)

ご不明な点は、岡山労働局 労働基準部 健康安全課
(☎086-225-2013)までお問合せください。

※石綿健康管理手帳交付要件

1. 石綿等を製造し又は取扱う業務に従事した経験を有し、両肺野に石綿による不整形陰影があり又は石綿による胸膜肥厚(プラーク)があること。(年数に関係なく石綿の取扱い証明があるもの)
2. ①～③ いずれかの作業に1年以上従事していたこと。
ただし、初めて石綿の粉じんにはく露した日から10年以上経過していること。
 - ①石綿等の製造作業
 - ②石綿等が使用されている保温材、耐火被膜材等の張付け、補修若しくは除去の作業
 - ③石綿等の吹付けの作業又は石綿等が吹付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業
3. 前記2の作業以外の石綿等を取扱う作業に10年以上従事していたこと。
4. 石綿等を製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発生する場所における業務(周辺業務)に従事した経験を有し、両肺野に石綿による不整形陰影があり又は石綿による胸膜肥厚(プラーク)があること。(年数に関係なく石綿の取扱い証明があるもの)

* 上記2で従事歴が1年未満で、3の従事歴と合算する場合

① 上記2に従事した月数×10と ② 上記3に従事した月数の合計が120以上であって、かつ、初めて石綿の粉じんにはく露した日から10年以上経過している場合は交付可能

(例) ①5月×10+②72月(6年)=122月

※交付要件の組合せ

1. 石綿を製造し又は取扱う業務
 - (1)胸部所見 上記1(年数に関係なし)
 - (2)従事歴 上記2(1年以上) 又は 3(10年以上)
 - (3)胸部所見+従事歴 上記1+2 又は 1+3(年数に関係なし)
2. 石綿を製造し又は取扱う業務の周辺業務
 - (1)胸部所見 上記4(年数に関係なし)

※健康管理手帳の交付は、

- ・離職の際には事業場の所在地を管轄する都道府県労働局
- ・離職の後は申請者の住所地の都道府県労働局 へ申請して下さい。